

平成 26 年 1 月 29 日

各位

会 社 名 株式会社テクノ・セブン
代表者名 代表取締役社長 齊藤 征志
(コード番号 6852 東証 JASDAQ)
問合せ先 取 締 役 東 由 久
電 話 03-3245-1431

当社及び連結子会社における会社分割（吸収分割）に関する 吸収分割契約締結のお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 19 日付の「当社及び連結子会社における会社分割（吸収分割）に関する基本合意のお知らせ」におきまして、当社及び当社の連結子会社であるニッポー株式会社が、当社の事務機器事業（以下、「対象事業」）を会社分割（吸収分割）の方法によって、ニッポー株式会社に承継させることに関し、基本合意の締結を決議したことをお知らせしました。

このたび、当社及びニッポー株式会社は、平成 26 年 1 月 29 日開催の各社取締役会におきまして、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日とする会社分割（吸収分割）を実施することを承認し、吸収分割契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社の 100%子会社に事業部門の一部を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

1. 会社分割の目的

当社は、平成 19 年 9 月にニッポー株式会社を当社の 100%連結子会社として設立し、タイムレコーダーなど「ニッポー」ブランドの事務機器の販売部門を分離致しました。本件会社分割の対象事業は、当社が事務機器事業として展開している、事務機器の設計、開発、製造及びカスタマー・サービス部門となります。

事務機器事業におきましては、オフィス環境のデジタル化、ネットワーク化が一段と進む中であって、オフィス用事務機器に対するユーザーのニーズも多様化し、従来型の製品に加えネットワーク対応型の製品など、ユーザーの声を反映した新たな商品の企画、開発を迅速に行っていくことが課題となっています。このような中、当社における事務機器の設計、開発、製造及びカスタマー・サービス部門をニッポー株式会社に承継させることで、製造と販売を一体化し、製品開発のスピード・アップ、製品開発力の強化、製造コストの管理の徹底、販売・サービス力の強化を図ることが、事務機器事業の今後の展開において必要と判断致しました。さらに、ニッポー株式会社

の下に、「ニッポー」ブランド製品の製造・販売を集約することで、事務機器分野において長年培ってきた「ニッポー」ブランドを再構築し、市場シェアの拡大、プレゼンス向上を目指してまいります。

当社は、システム事業、事務機器事業及び不動産事業の 3 事業を展開しており、平成 25 年 3 月期において、事務機器事業は当社売上高の 55.7%を占めていますが、平成 26 年 3 月期にはシステム事業の伸長で 50%台前半へと低下する見込みです。さらに、事務機器事業の売上高のほとんどがニッポー株式会社向けとなっており、当社が、システム事業及び不動産事業、ニッポー株式会社が事務機器事業に経営資源を集中することで、グループ内における各社の事業領域の明確化と、グループ全体の効率化が図られ、グループ価値の向上に寄与するものと判断致しました。なお、ニッポー株式会社は、当社の 100%連結子会社であり、連結での事業部門別の売上高に与える影響は軽微です。

以上から、当社及びニッポー株式会社は、本日開催の取締役会において、今回の吸収分割契約書の締結を決議するに至りました。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

吸収分割契約書承認取締役会	平成 26 年 1 月 29 日
吸収分割契約書の締結	平成 26 年 1 月 29 日
公告	平成 26 年 1 月 30 日 (予定)
吸収分割の効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日 (予定)

※本会社分割は、当社においては会社法第 784 条第 3 項の規定による簡易吸収分割に該当し、分割承継会社においては会社法第 796 条第 1 項の規定による略式吸収分割に該当するため、それぞれ、株式総会の承認を経ずに行う予定です。

(2) 会社分割の方式

当社を吸収分割会社、ニッポー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

当社は、ニッポー株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、ニッポー株式会社は、本会社分割に際して、当社に対して株式等その他の財産の交付は行いません。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割によって増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

ニッポー株式会社は、当社の事務機器事業に関する資産、契約その他の権利義務を、吸収分割契約書に定める範囲において、吸収分割会社である当社より承継します。

(7) 債務履行の見込み

吸収分割承継会社であるニッポー株式会社が負担する債務につきましては、いずれも履行の見込みに問題はないと判断いたしています。

3. 会社分割に係る割当ての内容の算定の考え方

該当事項はありません。

4. 分割当事会社の概要

	分割会社	分割承継会社
(1) 名称	株式会社テクノ・セブン	ニッポー株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町 4-8-14 東京建物第 3 室町ビル	東京都中央区日本橋本町 4-8-14 東京建物第 3 室町ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 征志	代表取締役社長 齊藤 征志
(4) 事業内容	事務機器の設計、開発、製造 システム及びソフトウェアの設計・開発 不動産賃貸	事務機器等の販売
(5) 資本金	1 億円	1 億円
(6) 設立年月日	1950 年 4 月 28 日	2007 年 9 月 26 日
(7) 発行済株式数	13,772,400 株	2,000 株
(8) 決算期	3 月	3 月
(9) 大株主及び持株比率	TCS ホールディングス(株) 29.08%	(株)テクノ・セブン 100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成 25 年 3 月期 (単体)	平成 25 年 3 月期 (単体)
純資産 (百万円)	970	189
総資産 (百万円)	2,552	314
1 株当り純資産 (円)	70.59	94,515

売上高（百万円）	1,304	886
営業利益（百万円）	91	7
経常利益（百万円）	123	59
当期純利益（百万円）	66	35
1株当り当期純利益（円）	4.82	17,649

分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

事務機器事業（事務機器の設計、開発、製造）

(2) 分割する部門の経営成績（平成25年3月期）

（単位：百万円）

	事務機器事業(a)	実績(b)	比率(a)/(b)
売上高	727	1,304	55.7%
経常利益	65	123	52.9%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成25年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	100	流動負債	66
固定資産	8	引当金	22
合計	109	合計	89

※分割する資産及び負債の金額は、平成25年12月31日現在の貸借対照表に基づき算出した概算額であり、本会社分割の効力発生予定日である平成26年4月1日まで変動することから、実際に分割する資産及び負債の金額とは異なります。

5. 分割後の状況

(1) 会社分割後の吸収分割会社（当社）の状況

(1) 名称	株式会社テクノ・セブン
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町4-8-14 東京建物第3室町ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 征志
(4) 事業内容	システム及びソフトウェアの設計・開発

	不動産賃貸
(5) 資本金	1 億円
(6) 決算期	3 月

(2) 会社分割後の吸収分割承継会社（ニッポー株式会社）の状況

(1) 名称	ニッポー株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町 4-8-14 東京建物第 3 室町ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤 征志
(4) 事業内容	事務機器の設計、開発、製造 事務機器等の販売
(5) 資本金	1 億円
(6) 決算期	3 月

6. 今後の見通し

本件は、連結子会社とのグループ内組織再編であり、効力発生日も平成 26 年 4 月 1 日（予定）であるため、当社の平成 26 年 3 月期及び連結業績に与える影響は軽微です。

以上